

政 委 第 37 号
平成 25 年 12 月 16 日

厚 生 労 働 大 臣
田 村 憲 久 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 労災医療と地域医療における役割

労災病院は、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至るまでの一貫した高度・専門的な労災医療の提供など、他の病院では困難な独自の機能や役割を担っているが、労災患者比率は4%程度まで低下するなど、量的にはその役割が縮小している状況にある。

一方で、地域における救急医療や周産期医療等の担い手不足が深刻となる中、本法人が労災医療と一体として提供している地域医療における役割が相対的に増している。

このため、次期中期目標においては、地域医療への貢献について本法人が果たすべき役割を明確にし、都道府県等が進める地域医療に積極的に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどにより地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供するものとする。

2 経営改善に向けた取組

労災病院事業は、平成22年度に本法人全体として黒字化したものの、24年度末時点で32病院のうち18病院が赤字となっている。また、本法人の現行中期目標では、平成28年度をめどに繰越欠損金を解消することとされているが、24年度末時点で380億円の残高があり、繰越欠損金の解消が進んでいない状況にある。

このため、本部主導の下、予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や不足する医師の確保を進めた上で、次期中期目標期間中に、以下の

取組を行うものとする。

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な本法人全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めるものとする。

また、これまで作成していなかった各病院の財務関係書類については、遅くとも平成26事業年度分から作成、公表するものとする。

(2) 他法人の事例を参考とした取組

本法人は、これまで診療報酬上位基準の取得や給与カーブのフラット化等により平成22年度に黒字化したものの、その経常収支率は100%程度で推移しており、繰越欠損金解消のためには更なる努力が必要と言える。

一方、独立行政法人国立病院機構では、様々な取組により、収益の獲得と費用の削減とを進め、近年では105%前後の経常収支率を達成している。このような事例等は、本法人にとっても参考になる部分が多いと考えられることから、積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討するものとする。

3 次期中期目標における新たな目標設定等

各病院の医療の質や機能の向上を図り、本法人全体の業務運営の透明性を向上させる観点から、以下の取組を行うものとする。

- ① 次期中期目標等を策定するに当たっては、本法人が有する臨床評価指標を活用した上で、例えば、紹介率・逆紹介率など各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするものとする。
- ② 新医薬品等の開発促進に資するため、治験の推進に係る具体的な取組目標を次期中期目標に明記するものとする。
- ③ 未払賃金立替払事業に係る情報開示をより充実させるために、年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにするものとする。

1 産業保健三事業の一元化

産業保健に関する三事業^(註)は、平成26年度から本法人に一元化し、利用者へのワンストップサービスの提供等を通じて、事業場における産業保健活動への支援を行うことが検討されているが、一元化に当たっては、事業拠点の集約化や管理業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除するとともに、次期中期目標においてワンストップサービス等により発揮される成果目標を具体的に明記するものとする。

(注) 産業保健に関する三事業とは、以下の事業をいう。

- ・ 産業保健推進センター事業

本法人が、47都道府県に拠点を設けて、産業医、衛生管理者等の産業保健専門職に対する専門的・実践的研修、専門的相談及び情報提供を行う事業。

- ・ 地域産業保健事業

厚生労働省が地域の医師会等に委託する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による産業医等の選任義務のない小規模事業場に対する労働者の健康管理等に関して、相談、情報の提供その他必要な援助を行う事業。

- ・ メンタルヘルス対策支援事業

厚生労働省が本法人に委託するメンタルヘルス不調の予防から復職支援までの職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援する事業。

2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数（32病院等）や職員数（約2万人）などの規模から、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれる。

このため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

3 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

本法人の業務については、これと密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人国立病院機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国立病院機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、本法人傘下の143病院は、本部主導により、様々な取組を通じて経営改善を着実に進めると同時に、他の病院では必ずしも実施されないセーフティーネット分野の医療や、救急、周産期等の地域医療など採算性が保証されない分野の医療の提供にも取り組み、本法人全体として掲げた目標を高い水準で達成してきた。

今後も、以下の見直しを行うに当たっては、これまでの取組を継続するとともに、本部が各病院に対して適切なマネジメントを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

本法人は、従来から地域医療に貢献してきたところであるが、今後は地域において医療の提供に課題のある分野への貢献を一層進めることが求められる。

このため、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにするものとする。

なお、次期中期目標等の策定に当たっては、本法人の病院の医療の質や機能を更に向上させるために、本法人が有する臨床評価指標等を活用するものとする。

第2 業務実施体制の見直し

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、各病院で分散して実施されており、管理業務の一部を集約化していたブロック事務所については平成25年度末に廃止予定となっている。

本法人の施設数（143 病院等）や職員数（約7万人）などの規模からみて、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれるため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

第3 非公務員化の再検討

本法人の職員の身分については、非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、確実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の質の向上につながるメリットが数多く期待されることから、本法人の職員の非公務員化について再検討するものとする。

第4 経営ノウハウの活用

本法人では、各病院において実施している様々な施策により、赤字病院の減少や借入債務の圧縮等経営改善が進んでいるが、これらの具体的な事例は本法人が運営する病院以外の他の病院にとっても参考になるものと考えられる。

このため、本法人はこれらの事例を通じて得た経験やノウハウを整理し、蓄積するとともに、厚生労働省においてもこれらを活用し、他の病院の経営改善に資するものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

確かな評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政

法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 新医薬品及び新医療機器に係る審査事務の迅速化、効率化

平成23年度末現在、我が国のドラッグ・ラグ（米国で承認されている新医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態）は6か月、デバイス・ラグ（新医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題）は23か月となっており、これらを早期に解消し、優れた新医薬品及び新医療機器をより早く国民に提供することが望まれている。

このため、医薬品及び医療機器の審査を担う本法人においては、安全性、有効性等の観点から厳格に審査を行いつつ、ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを早期に解消するため、以下の取組を行うこととし、これらの取組の具体的内容や成果目標を次期中期目標に明記するものとする。また、これらの取組を進めるに当たっては、本法人自らがその責任の下で実施するものと厚生労働省等の関係機関と連携・協力の下に実施するものとを整理・明確化し、次期中期目標に明記するものとする。

① 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、平成32年までに審査ラグ（ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグのうち日米間の総審査期間の差）「0」の実現を目指すとされていることから、これを確実に達成するため、医薬品及び医療機器のそれぞれの特性を踏まえた取組を行い、一層の審査の迅速化を図るものとする。

また、依然として差が大きいデバイス・ラグ^(注)の解消に向けて、新医療機器に係る審査については、薬事法（昭和35年法律第145号）の改正に伴い実施する取組

と運用改善により実施する取組とを着実に進めるとともに、各審査プロセスにおける標準的な審査期間を設定し、的確に進行管理を行うことにより、審査期間を一層短縮するものとする。

(注) 厚生労働省の試算によると、平成23年度末現在のデバイス・ラグ23か月のうち、審査ラグは2か月、開発ラグ（企業が米国と日本の審査機関に申請する時期の差）は21か月となっている。

- ② 治験相談及び薬事戦略相談については、これまで治験相談件数の実績が受入可能な計画数に及んでいないことを踏まえ、関係業界との意見交換の実施や相談内容の分析により、開発段階における企業側のニーズを的確に把握し、相談業務の在り方について適時に見直すものとする。
- ③ 開発ラグ（ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグのうち、企業が米国と日本の審査機関に申請する時期の差）の解消に資するため、治験の推進のほか、国内では未承認となっている医療上必要性の高い医薬品及び医療機器の開発を進めるために厚生労働省等の関係機関が行っている取組に対して、積極的に支援・協力するものとする。

2 その他の医薬品等及びその他の医療機器に係る審査事務の充実、迅速化等

(1) その他の医薬品等及びその他の医療機器に係る審査事務の充実、迅速化

後発医療用医薬品、一般用医薬品及び医薬部外品（以下「その他の医薬品等」という。）並びに改良医療機器及び後発医療機器（以下「その他の医療機器」という。）については、申請件数が新医薬品及び新医療機器よりも多く、かつ、現行の審査期間の目標値を達成していないものもみられることから、次期中期目標期間中に、以下の取組を行い、審査の一層の迅速化を図るものとする。

- ① その他の医薬品等に係る審査期間の目標値については、過年度の審査実績からみて、現行の目標値よりも短縮が可能と考えられることから、より短縮した数値目標を掲げ、審査期間を一層短縮するものとする。
- ② その他の医療機器に係る審査については、申請年度の古い案件の処理を早期に終わるよう計画的かつ集中的に取り組むものとする。また、これらの医療機器については、現行よりも短縮した審査期間の目標値を設定することについて検討するとともに、関係業界に対し、治験相談等の利用を積極的に呼びかけるなど申請者側期間（総審査期間のうち、行政側からの照会に対し申請者が回答

に要する期間)の短縮につながる取組を行い、審査期間を一層短縮するものとする。

(2) 再審査及び再評価の迅速化

医薬品及び医療機器の製造販売後の有効性・安全性を確保するために実施される再審査及び再評価については、現状ではその実施状況が必ずしも明らかになっていない。

このため、再審査及び再評価の迅速化及び透明化を図る観点から、次期中期目標に標準的な審査期間を含む業務の具体的内容を明記し、その実績を業務実績報告書において明らかにするものとする。

3 医薬品副作用被害救済制度の周知等

- ① 医薬品副作用被害救済制度については、一般国民の認知度が低いことに加え、医療関係者の認知度も必ずしも高くない状況にあることから、より効果的に周知を行うため、今後は医療関係者を通じた患者への周知対策について重点的に取り組むものとする。

また、副作用被害救済請求に係る6か月以内の処理件数の割合については、これまで計画どおりに達成していない原因を分析し、当該割合の向上に努めるものとする。

- ② 事業費の財源の大半が企業からの拠出金で賄われている副作用救済勘定及び感染救済勘定については、積立金(利益剰余金)が毎年度増加し、平成24年度末で、それぞれ約113億円、約57億円に達しているが、現状では積み立てるべき額の水準が不明であることから、今後は透明性を確保するため、当面の積立金の積み立てるべき額についての考え方を公表するものとする。

また、感染救済勘定における企業からの拠出金率については、過去の給付金の支給実績等を十分勘案した上で、適切な水準となるよう見直すものとする。

第2 業務実施体制の見直し

日本再興戦略においては、更なる審査の迅速化と質の向上を図るため、本法人の体制を強化するとされているところであるが、本法人の体制を強化するに当たっては、効率的かつ効果的な業務運営を図る観点から、以下の取組を行い、これらを次期中期目標に

において明記した上で進めるものとする。

なお、専門性を有する技術系職員等の給与水準については、必要な人材の確保にも配慮しつつ、適正なものとなるよう引き続き努めるものとする。

- ① 審査部門、安全対策部門及び救済業務部門のこれまでの業務実績を把握した上で、部門ごとに現状の業務プロセスや実施体制における課題を可能な限り定量的に分析・検証するものとする。また、その結果を踏まえ、課題解消のために必要な業務プロセスに係る改善計画を速やかに立案し、当該計画に基づき改善を図るものとする。
- ② 国からの現役出向者の具体的な削減方針、専門性を有する技術系職員等の確保数や雇用条件の見直し方針を定め、これらについて計画的に取り組むものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 地域医療への取組

本法人は、平成26年4月1日から独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新法人」という。）へと改組されることとなっている。これまで本法人では、年金福祉施設等の譲渡及び管理・運営（社会保険病院等の運営を特例民法法人等に委託）を行ってきたところであるが、改組後は、病院、介護老人保健施設、看護師養成施設等の設置及び運営を行うこととなり、これらの施設の運営については、新法人が直営することとなっている。

新法人は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第3条の規定により、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第5号イからホに掲げる5事業^(注)、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することをミッションとしている。

このため、病院事業については、都道府県等が進める地域医療に積極的に貢献するため、医療提供体制が現状よりも効率的かつ効果的なものとなるよう各病院の体制を構築した上で、保有するデータベースを活用して地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供するものとする。

(注) 5事業とは、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療をいう。

2 経営改善に向けた取組

新法人が直営することとなる 57 病院については、平成 24 年度の経常収支は全体として黒字であるものの、14 の赤字病院が存在する。

このため、病院の経営改善を図る観点から、各病院が持つ医療資源、地域における医療ニーズや立地条件などの運営環境等を分析・検証するとともに、経営改善を達成した独立行政法人国立病院機構の具体的な事例等も参考に、各病院の実情に応じて具体的な取組を定めた経営改善計画を策定することとし、その旨を次期中期目標に明記するものとする。

3 次期中期目標における新たな目標設定等

各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、各病院と新法人の本部とが果たすべき役割をそれぞれ明確にし、少なくとも、以下の事項について次期中期目標等に明記するものとする。

なお、本部が各病院の目標管理を行うものとし、病院ごとの実績については、業務実績報告書において明らかにするものとする。

① 地域医療への貢献度を測る目標

- ・ 地域医療支援病院の要件とされている機能（紹介率・逆紹介率、救急医療の提供能力、医療機器の共同利用、地域の医療従事者への研修等）についての指標
- ・ 各地域で開催される地域医療に関する協議の場等への参加方針
- ・ 地域連携クリティカルパス実施病院数
- ・ 総合的な診療能力を有する医師の育成方針

② 各病院の医療の質や機能の向上を図るための独立行政法人国立病院機構が作成している臨床評価指標等を参考にした統一的な臨床評価指標

③ 新医薬品等の開発の促進に資するための治験の推進に係る具体的な取組方針及び目標

第2 業務実施体制の見直し

1 新法人の組織・体制の構築

新法人として新たな組織・体制を構築するに当たっては、これまで委託先が運営してきた病院を直営することを踏まえ、委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を厳格に分析・検証した上で、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、

会計処理等を確保できる組織・体制を確立するとともに、透明性の高い業務運営を行うことが求められる。

このため、次期中期目標等に、i) 不適切な財務運営や会計処理を防止するための内部統制の構築、ii) 職員に対する教育研修の充実、iii) 監事監査・内部監査の体制整備等に関する取組、iv) 業務・財務運営に関する積極的な情報の公開方針について明記し、これを着実に実行するものとする。

また、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、現在3系統の委託法人で保有する業務管理システム及びデータ管理システムについては、新法人発足時から円滑な運用が可能となるよう早期に統一するものとする。

2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数(57病院等)及び改組後の職員数(約2万人)の規模からみて、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれる。

このため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各

府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

4 その他

上記1から3のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。